発委第3号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則について

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年9月30日提出

提出者

長久手市議会議会運営委員会委員長 なかじま和代

説明

この案を提出するのは、会議及び委員会の欠席事由等の明文化及び表決方法並びに携帯品に関し、規定の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市議会規則第 号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則

長久手市議会会議規則(昭和48年長久手町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前					
(欠席 <u>等</u> の届出)	(欠席 <u>又は遅刻</u> の届出)					
第2条 議員は、公務、疾病、育児、	第2条 議員は、公務、疾病					
<u>看護、介護、配偶者の出産補助</u> その	その					
他の <u>やむを得ない事由</u> のため出席	他の <u>事故</u> のため出席					
できないとき又は遅刻 <u>若しくは早</u>	できないとき又は遅刻					
退するときは、その理由を付け、当	するときは、その理由を付け、当					
日の開議時刻までに議長に届け出	日の開議時刻までに議長に届け出					
なければならない。	なければならない。					
2 議員は、出産のため出席できない	2 議員は、出産のため出席できない					
ときは、出産予定日の8週間(多胎	ときは <u>、日数を定めて</u>					
妊娠の場合にあっては、14週間)						
前の日から当該出産の日後8週間						
<u>を経過する日までの範囲内におい</u>						
て、その期間を明らかにして、あら	、あら					
かじめ議長に欠席届を提出するこ	かじめ議長に欠席届を提出するこ					
とができる。	とができる。					
(欠席 <u>等</u> の届出)	(欠席 <u>又は遅刻</u> の届出)					
第63条の2 委員は、公務、疾病、	第63条の2 委員は、公務、疾病そ					
<u>育児、看護、介護、配偶者の出産補</u>	の他の事故					
助その他のやむを得ない事由のた	のた					
め出席できないとき又は遅刻 <u>若し</u>	め出席できないとき又は遅刻					

くは早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できない 2 ときは、出産予定日の8週間(多胎 妊娠の場合にあっては、14週間) 前の日から当該出産の日後8週間 を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(起立等による表決)

第78条 議長は表決をとろうとするときは、問題を可とする者を<u>起立、挙手等させ、起立者、挙手者等</u>の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 (略)

(携帯品)

第99条 <u>議場又は委員会の会議室</u>に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさ____の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

するときは、その理由を付
け、当日の開議時刻までに委員長に
届け出なければならない。

_	安貝	は、出産のため出席でさ	次い
	ときは	、日数を定めて	

_____、あらかじめ委員長に欠席届を提出する

(起立 による表決)

ことができる。

第78条 議長は表決をとろうとするときは、問題を可とする者を<u>起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣</u>

2 (略)

告する。

(携帯品)

第99条 議場

に入る者は、帽子、外とう、えり巻、 つえ、かさ、写真機及び録音機の類 を着用し、又は携帯してはならな い。ただし、病気その他の理由によ り議長の許可を得たときは、この限 りでない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

意見書案第1号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

首題の事件について、別紙のとおり衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、 内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣に意見 書を提出する。

令和3年9月30日提出

提 出 者 長久手市議会議員 山田かずひこ

賛 成 者

長久手市議会議員 山田けんたろう 長久手市議会議員 伊藤真規子 長久手市議会議員 岡崎つよし 長久手市議会議員 冨田えいじ 長久手市議会議員 なかじま和代

長久手市議会議員 ささせ順子

要旨

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、 地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳し い状況に直面しており、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源確保を求め るため、関係機関に対し意見書を提出するものである。 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実 を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実 に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と 改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下 回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に 伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出 に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方 譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

愛知県長久手市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

経済再生担当大臣

令和3年第3回長久手市議会定例会議事日程(第6号)

令和3年9月30日(木)午前10時開議

- 第1 諸般の報告 議案の提出について
- 第2 議案第52号令和3年度長久手市一般会計補正予算(第8号) (議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託)
- 第3 認定第1号から認定第8号まで及び議案第44号から議案第52号まで並びに請願第1号及び請願第2号 (委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
- 第4 発委第3号長久手市議会会議規則の一部を改正する規則について (議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)
- 第5 意見書案第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実 を求める意見書の提出について (議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)

予算決算委員会

議案番号 件 名

議案第 52 号 令和3年度長久手市一般会計補正予算 (第8号)

長久手市議会情報通信機器使用基準申合せ事項

(目的)

第 1 条 この基準は、長久手市議会基本条例に基づき、更なる議会改革を目指すため、ICT技術を活用することで、議会機能の強化をはかり、情報通信機器が適切に使用され、議会の見える化、議会運営の効率化、議会の活性化、危機管理体制の強化等を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この申し合わせにおける用語の定義は、次に定めるところによる。
 - (I) 会議 地方自治法第 I O 2 条第 I 項で定める本会議、臨時会、長久手市議会委員会に関する条例に規定する常任委員会(分科会を含む)、議会運営委員会、特別委員会並びに長久手市議会会議規則第 I I 6 条に定める協議又は調整を行うための場をいう。
 - (2) 情報通信機器 電子的にデータを処理する機能を持ち、事務処理 に使用する機器(パーソナルコンピュータ、携帯電話、スマートフ ォン及びタブレット端末)をいう。
 - (3) 会議用システム 主に会議資料等のデータを閲覧するために使用するシステムのことをいう。
 - (4) グループウェア 議会の情報連絡、スケジュール管理等のサービスを提供するためのソフトウエアをいう。
 - (5) アカウント ネットワークやコンピュータなどにログインする ための権利をいう。

(情報通信機器の使用)

- 第3条 議場又は委員会の会議室において、情報通信機器を使用する 議員、議会事務局職員及び執行機関の関係者(以下「使用者」という。) は許可申請書(様式〇)を議長又は会議の長に提出し、許可を得るも のとする。ただし、貸与された端末(以下「貸与端末」という。)に ついては許可申請書の提出は不要とする。
- 2 会議の出席者は、会議に情報通信機器を持ち込んで使用する場合

は、当該会議の目的外で使用してはならない。

3 情報通信機器の使用に係る通信手段は、使用する情報通信機器に 最適なものを使用者が選択する。

(端末機の貸与)

- 第4条 議長は議会活動及び議員活動に使用するため、議員ひとりに 1台貸与するものとする。
- 2 議員は、会議又は議員活動のため必要な情報の収集、情報伝達等、 貸与端末を有効に利用しなければならない。
- 3 議員は、貸与端末を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 貸与端末へのアプリケーションソフトウエアの導入は、会議その他の議員活動に必要なものに限定し、アプリケーション導入許可申請書(様式○)を議長に提出する。
- 5 貸与端末の使用に係る通信料は、市が構築(契約)した範囲内とし、 追加等を認めない。
- 6 議員は、貸与端末の使用権限がなくなったときは、直ちに議長に返却しなければならない。
- 7 貸与端末を返納する場合は、データの消去、性能・機能の復元等、 原状回復を行わなければならない。
- 8 使用者は、貸与端末を紛失、破損等発生させた場合、又は第三者に 損害を与えた場合は、速やかに事務局へ届け出るものとする。

(情報通信機器の取り扱い)

第5条 議員は、情報通信機器を使用する場合は、議会の品位を重んじた まる使用を心がける。

(会議用システム等の利用者)

第6条 会議用システム等は、各システムのアカウントを持つ使用者 でなければ利用してはならない。

(グループウェアの利用)

- 第7条 グループウェアの利用については別に定める。※1 (禁止事項)
- 第8条 使用者は、情報通信機器を使用するときは、次に掲げる事項に ついてはこれを禁止するものとする。

- (I) 会議中に音声や操作音を発する等、会議の運営上支障となる行 為を行うこと。
- (2) 会議中に議長又は会議の長の許可なく会議の写真、映像等の撮影、録音等をすること。
- (3) 会議中に電子メールの送信、SNS(ソーシャルネットワーキング サービス)、掲示板等への投稿を行うこと。
- (4) 貸与端末の改造、交換及び拡張機器の追加、動作環境の変更する こと。
- (5) 貸与端末の性能、設定、及び機能を変更すること。
- (6) 会議中に議会活動及び議員活動に関係のないウエブサイトの閲覧及びソフトウエアを使用すること。
- (7) その他議長が定めたこと (違反行為に対する措置)
- 第9条 前条に違反したときは、議長又は会議の長から注意を与える。 なお、再三の注意によっても違反が改められない場合は、情報通信機 器の使用を制限させることができる。

(遵守事項)

- 第 10 条 使用者は、次の各号に次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 情報の送受信は、使用者の責任において行う。
 - (2) 使用者は、データの正確性を保持し、データ等の紛失、既そん等の防止に努める。
 - (3) 使用者は、議会及び市から付与されたシステム等のアカウントを適切に利用するとともに、アカウントに関する情報を適切に管理する。
 - (4) 個人情報等の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握し、議 長に報告し、必要な措置を講ずる。

(セキュリティ対策)

第 | | 条 使用者は、市の情報及び会議用システム等の保全措置に関し、 積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

(費用負担)

- 第 12 条 貸与端末の使用に当たり、次に掲げる費用は、使用者が負担 するものとする。
 - (I) 第4条第4項に規定するアプリケーションソフトウェアの導入

に要した費用

- (2) 第4条第8項の規定により生じた費用 ※2
- (3) 第8条の各号の規定に違反したことを原因として生じた費用 (補則)
- 第 13 条 情報通信機器の使用に関し、必要な事項は議会運営委員会で協議するものとする。
- 2 この申合せについて定めるもののほか、必要な事項は議長が議会 運営委員会の意見を聴いて定める。

附 則

この申合せは、令和3年Ⅰ2月○○日から施行する。

- ◆※1 オレンジファイル60-1、60-2
- ◆※2 リースに基本的な保険があり、通常の使い方ならカバーできる。 この項では保険でカバーできない破損等場合の想定を定める。
- ◆ 様式○は検討作成中

参考

瀬戸市議会会議用システム用端末機使用要項 飯田市議会におけるタブレット端末の使用に関する申し合わせ事項 https://www.city.iida.lg.jp/uploaded/attachment/48972.pdf

伊那市議会情報通信機器持込基準

https://www1.g-reiki.net/ina/reiki_honbun/e710RG00001090.html

市議会	市議会情報通信機器使用基準等構成比較表 ※内容はキーワードを抜粋して記入 2021/9/10								
	瀬戸市議会	飯田市議会				安城市議会			
名称	会議用システム端末使用基準	情報通信機器使用基準	タブレット端末使用申合せ事項	情報通信機器持込基準	端末貸与規程	情報通信機器使用基準			
条	目的	目的	目的及び基本事項	趣旨	趣旨	目的			
2条	定義	定義	端末取扱い	定義	貸与の対象及び台数	定義			
	・会議	·会議	・品位を重んじた良識ある使用	·情報通信機器	・議員、局、議長が必要と認めたもの	·会議			
	・グループウエア (GW)	·情報通信機器	·端末紛失、破損局届出、自己補填	·会議	・貸与台数 ひとり1台	·情報通信機器			
	・会議用システム	・会議システム	・端末不具合局へ連絡、指示に従う	·本会議、常任委員会等	g3 0 x 0 c / 1 b	·GW			
	・アカウント	云峨ノベテム ・オンライン会議システム	・規程による連絡は局最善対応	本云戚、市位安貞云寺 ·使用者		・会議用システム			
	・アカウント		・祝任による理給は同取晋刈心						
0.77		・アカウント		・貸与タブレット端末	Valen	・アカウント			
3条	端末機の使用者	情報通信機器の使用	端末使用範囲	会議への持込使用及び使用	活用範囲	情報通信機器の使用			
	・議員、局、議長が必要と認めたもの	・機器使用申請、貸与端末除く	・議員、職員、市民間の情報交換	·貸与端末以外持込×	・議員、職員、市民間の情報交換	・議員、執行部関係者議長へ申請			
		·会議持込目的外で機器使用×	・議員活動に必要な情報取得	・リスク対策講じ申請書議長許可○	・議員活動に必要な情報取得	I・貸与端末申請不要			
			・議員と局、貸与端末で情報送受信		・議員と局、貸与端末で情報送受信	■· 会議持込目的外で機器使用×			
					・議長認めた者貸与端末使用○				
					·他人に貸与、譲渡×				
4条	端末機の貸与	会議中における禁止事項	端末機能変更	禁止行為	貸与端末の取扱い	端末の貸与			
7/1	・議員活動、議会活動に使う	・未許可の情報通信機器使用×	·貸与端末改造、拡張追加×	・未公開情報の外部発信×	・善良な管理者の注意をもって使用	·他人貸与、譲渡×			
	·他人貸与、譲渡×	水的 500 情報過信機器 反而	・インストールOS削除×	■・本会議等の写真、録音行為×	1.紛失、破損局長届出、自己補填	・使用権限なくなったら議長返却			
			111111111111111111111111111111111111111			II			
	・使用権限なくなったら議長返却	・会議中の外部へ情報発信、公表×	・アプリ導入会議に必要か局確認	·音声、操作音等会議運営上支障×	・端末不具合局へ連絡、指示に従う	・紛失、破損議長へ届出			
	・紛失、破損議長へ届出	・本会議等の写真、録音行為×		・会議中のメール、SNS投稿×	・規程による連絡は局最善対応				
		・品格を疑われる、会議目的外行為×			·他人貸与、譲渡×				
5条	端末機の取扱い	違反行為に対する措置	情報セキュリティ	違反行為に対する措置	機能変更	貸与端末の取扱い			
	・善良な管理者として適切管理	・会議の長自粛促す続けば使用停止	·第3者不正利用×	・規程違反の情報通信機器利用停止	·貸与端末改造、拡張追加×	・品位を重んじた良識ある使用			
	・迅速な情報伝達のため携帯		・情報送受信議員の責任		・活用範囲に沿うアプリ○	・PW管理、第3者不正利用されない			
	・アプリ会議必要なもの議長へ申請		·個人情報保管×			・貸与端末アプリ会議必要なもの限定			
	·紛失、破損届出、自己弁償		・情報漏洩、端末紛失局へ報告			・紛失、破損は実費弁償			
			一・差出人不明メール開封せず削除						
18	人送、コニノのMが用せ) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・端末返却データ消去、機能復元	2*Pu	 ** 中主在	伏上 地土林 韦石			
6余	会議システム、GW利用者	遵守事項	使用者費用負担	補則	遵守事項	貸与端末禁止事項			
	・アカウントを持つ議員、局	・情報送受信議員の責任	·端末紛失、破損		・情報送受信議員の責任	·貸与端末改造、拡張追加×			
	·パスワード(PW)適正管理	・データ紛失毀損防止に努める	・局が確認したアプリ導入費用		·個人情報保管×	・GW、インストールOS削除×			
		●・アカウントの適切管理	・原因が前条情報セキュリティ違反		・データ紛失毀損防止	■・貸与端末の性能機能変更×			
		■・情報漏洩議長報告、措置を講じる	・市施設以外での貸与端末通信料		・情報漏洩局長報告、措置を講じる				
		・会議ステム是正は議長指示に従う			・端末返却データ消去、機能復元				
					・差出人不明メール削除				
7冬	GWの利用	セキュリティ対策	会議システム等の利用		費用自己負担	会議システム、GWの利用者			
/ /	・別に定める	・議会、市の情報の保全措置に協力	・アカウントを持つ議員、職員が利用		1.紛失、破損	・アカウントを持つ議員、職員が利用			
	がに足める				111111111111111111111111111111111111111				
			·PW適正管理		・5条に規定した機能変更	·PW適正管理			
0.77	UII - 1/4 - /+ m /- 177	N.P.	N.P. F.		・遵守事項違反が原因で生じたこと	A > + 1			
8条	端末機の使用制限	補則	補則		設定情報の管理等	会議中における禁止事項			
	·会議目的以外×	・他必要事項は議運で決める	・端末使用規定と整合はかり対応		・局長貸与簿、設定情報管理	·未許可の情報通信機器使用×			
			・必要に応じこの申合せ随時見直す		・使用者端末、アプリ設定情報管理	I・音声、操作音等会議運営上支障×			
			・ 年に 回はこの申合せ確認			⊪·審議中情報の外部発信×			
						■・会議中のメール、SNS投稿×			
						・本会議等の写真、録音行為×			
9条	禁止事項				返納	違反行為に対する行為			
, , , , ,	·音声、操作音等会議運営上支障×				・使用権限なくなったら返却	・注意、改めなければ使用停止			
	・議長許可なし録音、録画×				大川 住民なくなったり返り	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /			
	・会議中のメール、SNS投稿×								
	·貸与端末改造、拡張追加×								
	·貸与端末の性能機能変更×								
	・議会関係ないサイト閲覧、ソフト×								
	・貸与端末の性能機能変更×								
10条	遵守事項				補則	遵守事項			
	・情報送受信議員の責任					・情報送受信議員の責任			
	・データ紛失毀損防止に努める					・データ紛失毀損防止に努める			
	・情報漏洩議長報告、措置を講じる					・情報漏洩議長報告、措置を講じる			
						・会議システム是正議長指示に従う			
丁丁久	わた。ロテッ対策								
	セキュリティ対策					セキュリティ対策			
1.5.	・議会、市の情報の保全措置に協力	-				・議会、市の情報の保全措置に協力			
12条	各種通知、届出等					各種通知、届出等			
L	・議員と局GW等で行う	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	・議員と局GW等で行う			
13条	その他					補則			
	・端末、システム使用は議運協議					・必要事項は議運で決める			
4冬	他議長議運の意見を聴き決める					・他疑義は議長決定			
	こしょう アモラー・ハランコ じょうい スタング	11	1		1	ころころには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ			

6月4日議長からの諮問

スケジュール

資料の公開時期と公開方法の検討

課題	8月まで	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 子育て・介護について会議規則改正		9/30改正						
2 グループウェアの導入(+申し合わせ)	6/1運用開始							
会議システムの導入	9月定例会モアノ-	- 卜試行						
貸与する端末機器	機種選定	9/30補正予算				貸与品支給		
情報通信機器使用基準申合せ	協議開始	申合せ案			申合せ施行開始			
Web会議の推進	Zoom試行				会議規則改定			
議会中継の方法								
議事堂の設備(モニター、音響、ICT機器)								
3 押印廃止の検討	案の提示(執行部調整中有り)			規則の改正			
4 委員会の所管の配分検討(条例改正が必要)								
5 議会スケジュールなどの検討(議案・通告・委員会・一般質問								
6 議員研修の検討	8/要望の聞き取り					会議システム研修		
7 子ども議会等の開催検討(市内高校・小中学生意見交換?)								
8 所管事務調査の報告方法の検討(市町村調査・本会議報告)								
9 コロナ感染症対策	委員会室、会派室など							
10 南木曽町との交流	8/予算の確認・コロナの状況							
予算決算委員会の質疑/特別会計予算の議案説明の機会								